

厚岸町議会 平成26年度一般会計補正予算審査特別委員会会議録

平成27年3月18日

午後4時54分開会

- 臨時委員長（中川委員） ただいまから平成26年度一般会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 中川委員長に引き続き務めていただきたいと思います。

- 臨時委員長（中川委員） ただいま、私が委員長にとの声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、私が委員長に互選されました。

これより、副委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 委員長指名にて決していただきたいと思います。

- 委員長（中川委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、委員長において、副委員長には大野委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、副委員長には大野委員が互選されました。

- 委員長（中川委員） それでは、ただ今より、議案第40号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 ページ、第1条の歳入歳出の予算の補正。

6 ページの事項別明細書をお開き願います。

7 ページの歳入から進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。ありませんか。

（なし）

- 委員長（中川委員） 15款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

（なし）

- 委員長（中川委員） 5 目商工費国庫補助金。

（なし）

- 委員長（中川委員） 8 目教育費国庫補助金。ありませんか。

（なし）

- 委員長（中川委員） 16款道支出金、2 項道補助金、5 目商工費道補助金。

（なし）

- 委員長（中川委員） 19款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 歳出のほうでは除雪費の財源ですが、今年の気象というか、そういうことから非常に除雪費が嵩んでしまっていると。厚岸町はそんなに豪雪地帯ではないにも関わらず、そういう状況になってしまったということで、今年の降雪はある意味異常だったのではないかと。そういうものを加味した国の財政措置は今後期待できるのか、例えば特別交付税とかね、そういうもので交付見込みがあるのかどうなのか、その辺りについてお伺いをします。

- 委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問者仰られるように、今年度の除雪についてはまさしく異常と言っても過言ではないと思います。それと降雪量だけではなく風も伴っておりま

したので、吹き溜まり等も発生しまして、特に山間部では生乳の出荷等にも影響があるということで、降雪のない時も除雪出動しております。ということで、出動回数も去年は12回でしたが現在は23回も出ていると、倍くらいです。

予算についても委託料だけみてもですね、去年は1億1,400万円だったのが今年は補正後で2億1,000万円、2億超えと。前回の補正の時も、厚岸町は史上最高の除雪費の計上ですと申し述べさせていただきましたが、それを超えるのは確実という状況でございます。

それで、こういった状況を今ですね、国とか北海道に財政的な支援を求めるのは特別交付税になろうかと思えます。厚岸町としても、これだけの除雪費用が発生すると、見込みも含めてですね、強く要望させていただいております。一定の配慮を期待しても良いのではないかと考えておりますが、そのところはですね、いわゆるブラックボックス化しているということで、3月の交付については除雪分はいくらとは明示されない仕組みになってます。ただ、今までの分よりも積み上げていただく期待感を持っておりますけれど、今の段階でそれを、このくらい期待してもいいのではないかと、明言できるような状況にはないというのも、ご理解いただければと思います。

なお、特別交付税は今のところ交付決定は示されておられません。今週の金曜日が20日ですから、月曜日だと23日になりますから、土日を挟んだ辺りで何とか決めていただければという希望は持っておりますけれども、これは国の決定と北海道からの通知を、今は待っている段階ということでございます。

●委員長（中川委員） 他にありませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ進めて参ります。22款1項町債、5目商工債。
9番、南谷委員。

●南谷委員 5目と8目、合わせてお伺いさせていただきます。

まず、教育総務債で教員住宅の整備事業ということで、歳出でも、これは120万での財源の振り替えなんですよね。過疎債から学校債に振り替わったよと。それで、さっきの説明を聞きますと、国の補助の内定が下がってしまったと、なくなってしまったと。それで学校債に切り替わったと説明を受けて理解をしましたが、この事業の中身、事業をどうするのか。実際に120万の事業なのか、930万の事業をやって120万増えたのか、この辺がよく読み取れません。その辺についてが一点目。

それから、どうして国の内定がなくなったのか、なくなったからなくなったんだろうけれど、その辺の事情があらうかと思えます。この辺について。

三点目でございます。学校債に替わりますと、厚岸町にとって利率等、どんな影響があるのか。厚岸町として損をするのか得をするのか。国からの過疎債と学校債との差異というんですか、この三点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、教員住宅整備事業についてでございますが、これは平成26年度の当初から計上されているものでございます。今まで補正予算で事業費、それから財源については増減の補正計上はしたことはございません。この度が初めてでございます。それで、歳出のところで最後にご説明申し上げましたけれども、もう一度申し上げます。

教員住宅整備事業、事業費は1,625万5,000円でございます。これは変わりございません。それで歳出には増減がないということです。その代わり財源が替わりました。一つは国庫補助金でございます。補助金につきましては、交付金が122万4,000円減となったということで、補正後の額が、国庫補助金が690万6,000円になります。補助裏を埋めるための起債発行として、8ページに明示させていただいております教員住宅整備事業債（過疎）、これは810万円の減と。それで代わりに教員住宅整備事業債（学校）と書いてますが、これは学校教育施設と整備事業債ということになります。

それで、起債が振り替わった理由ですけれども、通常は補助裏は過疎債を充てることができるので予算計上しておりましたが、この度、学校施設環境改善交付金の交付金自体が国の当初予算ではなく、緊急経済対策の予算で交付内定が来たということでございます。今回の補正予算はハード部門に充てないという情報でございましたが、教育関連については、耐震化を図る学校整備については、メニューがあったということでございまして、道内の状況を取りまとめた結果、耐震化を図ってもなおかつ予算が残ったようございまして、厚岸町が強く要望していた教員住宅整備について配分があったということでございます。その額が予算よりも120万程下回ったものですから、下回った分を起債で埋めるということで、930万円を新規に学校環境整備事業債を充てるとということで、これはもう申請をしております。

それで、交付税措置のことを仰っているのではと思うんですが、過疎債については議員ご存知のとおり70パーセント、基準財政充用額に元利償還分が入ります。補正予算債で今回はあてがうということで、最終的に確認が取れたんですけど、教員住宅整備債については通常の補正予算債の枠組みの中で財源措置がされるということで、発行額に対する元利償還金の50パーセントの算入ということになります。20パーセントの差は出てしまうということでございます。

交付金下がった分については、委員会のほうから答弁をしていただきたいと思います。お願いいたします。

●委員長（中川委員） 教育委員会、管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教育住宅の部分でございますけれども、税財政課長からも答弁ございましたが、当初から要求しておりまして、中々内定が来なかったという部分がございます。それで、私どもも最終的には平成26年度実施は厳しいのではないかとこの部分もありましたが、最終段階の国の補正の中で内定を受けることができましたので、今回、この繰越の中で要求させていただくことになりましたが、当初813万円の補助金

を予定していたところですが、文科省の内示では609万6,000円、609万6,000円ということで、内定を2月20日に受けたといった部分ですね、補助金の減額があったという内容でございます。

- 委員長（中川委員） 5目商工債で他にありませんか。

（なし）

- 委員長（中川委員） なければ進めてまいります。8目教育債。

（なし）

- 委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。
2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費。

（なし）

- 委員長（中川委員） 14目地方創生先行型事業費。
1番、佐藤委員。

- 佐藤委員 14目の地方創生先行型事業費で、12ページで二つほどお聞きをいたしたいと存じます。

まず最初に、自治会活動活性化助成ですが、この事業概況を見ますとですね、自治会の独自活動を支援する事業に交付をするということですが、ということは従来の一律助成をしていた運営費の補助とは違って、自治会が進める独自の活動の支援に対する助成というか支援ということですが、具体的に、例えばどういうことが想定されるのか。考えるのは自治会ですから、言ってしまうとそれまでですが。例えばね、こういうことがというのがあれば、まずはお聞きをしたい。

それと、その下にあります自主防災組織活動活発化支援。これについては新聞報道でもありましたけれども、私も先の一般質問で質問した関係もございしますので、お聞きをしたいと思いますが、これについても、その時もお話申し上げましたけれども、例えば備品が必要がないというか、避難地域がすぐ近くあって、そこに移動すれば避難場所でそういう物が整備されているという所もあるし、そこから距離的に相当離れていると、そこまで避難ができないという所にあつては、初動的な防災資機材は必要になってくると、そういう地域もあるんだろうと思います。そこに資材があるのあれば、ある中で、例えば発電機、テントなどと新聞報道されておりましたけれども、もし手元に説明できる資料があれば、あんな物こんな物というものがあれば、ちょっとお知らせいただきたいと。

- 委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、自治会活動活性化支援でございますが、先日、室崎委員からの質問の時にも答えさせていただきましたが、第一義に私たちが考えますのが、最近は少子高齢が進行しまして、高齢者のみの世帯の増加ですとか、さらには地方における人間関係の稀薄化、こういう中で病気や身体の衰えなどで、近隣住民と交流する機会が減って高齢者の孤立化が増えてきているのではないかと。それで高齢者を孤立化させない、引き籠もりにさせないというのを第一義の目標として、この度の事業を考えております。

それで、北海道町内会連合会という団体がありまして、こちらで「一人の不幸も見逃さない住み良いまちづくり運動」というのを展開しておりまして、全道の自治会を対象にしまして、これは申請して採択とならなければ補助を受けられないんですけれども、年間3万円の補助があると。これが単年か2年で採択される。申請したからといって全部採択されるものではございません。それで、この事業をさらに発展させる意味で、今回の事業を提案させていただいたものです。

具体的な活動ですが、高齢者等の会食会、交流会。要するに、引き籠もりがちな高齢者とのコミュニケーションの場を創る、近所付き合いが稀薄としないようにする、また、この会に子ども等を同席させて、子どもとお年寄りとの交流の場を創る。それから食事サービスなども行うと。誕生日などに食事を届ける、交流会に出られない人には食事を届ける。届ける、その家へ行くことによって安否確認にもなるでしょうし、様子見にも繋がるだろうと。他の案としては除排雪の活動、交通安全教育会を開くとか。兎に角、自治会の方が何回も顔を合わせる機会を創って、コミュニケーションを図ることによって、昔は当たり前と言われていた向こう三軒両隣の復活に繋がるのではないかと。こういう間柄ができることによりまして、いざという時の声かけにも繋がるのではないかと、このように考えております。

実施に当たりまして、防災資機材もそうですけれども、補助交付の規則を用意しているところでございます。いきなり規則を各自治会に配っても、何を書いてあるか分からないということになるかと思いますので、4月に入ってから説明会を開きたいと思っております。その中で詳しく説明をして、この事業を展開したいと考えております。

それから、自主防災組織活性化助成でございますが、こちらは防災資機材に対する補助ということで、避難時に必要な物と避難所開設、津波避難だけとは限りませんので、例えば停電になった時に集会所に集まることも考えられますので、避難所設営後に必要な物を対象にしようと考えております。具体的な物ですけれども・・・

（「いいですよ、よく分かりました。」の声あり）

●町民課長（板屋課長） 以上で終わります。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何点かあるんで、聞きます。

まず、10ページの総合戦略策定ですが、資料を見ると委員数が15名以内となっていて、日当や事務経費が計上されていますが、このメンバーはどうなっているのか。ここでは町民をはじめということで産業界や教育、金融機関などとなっているんですが、なぜ金融機関だけが特記されているのか分からないんですが、どのようなメンバーが構成メンバーとなるのか、教えていただきたいと思います。

それから、下にご当地キャラクター観光宣伝活動とあるんですが、確か「うみえもん」ですよ。臨時職員が着ぐるみにより道内道外におけるプロモーション活動、管内イベント参加とあるんですが、ご当地キャラクターの人気度は、親近感とかも大事だと思いますが、キャラクターの動き、表現がご当地キャラクターの人気を決定づける一つだと感じています。臨時職員一名が着ぐるみを着て、色々活動されるんですけれども、どのような形で選考されるのか。恥ずかしがって全然動きもぎこちないのであれば、人気、宣伝効果も薄くなると思うので、その辺は大事だと思うので、どのような選考基準を持ってキャラクターに入る人選をするのか、教えていただきたいと思います。

それと、1番委員さんも聞かれましたが自治会活動活性化支援。これは32自治会に対して10万円となっていますが、私の自治会は世帯数が270、老人の数は240人ほどいるんですけれども、50世帯の所もあれば200世帯の所もあるんですが、一律全てが10万円なのか。各自治会で活動するのに規模、一つの事業をやろうとしても収まらなくなってしまうものも当然出て来ると思うんですよ。10万円が上限とされていますが、規模要件は考慮されないのかお聞きしたい。

それと、今回は地方創生先行型事業費となっていますが、今年1年間だけなのか、来年も再来年も。町制執行方針には「自治会への支援として、連帯感にあふれた安全で安心な地域社会づくりを目指す活動に対する助成制度を創設いたします。」と書かれている。これがそうかなと思ったので質問させてもらいましたが、先程、町民課長が言われた地域の連帯感を高めるための事業。この1年間だけで終わられてはいけないと思う。少なくとも3年なり5年、永続的ならありがたいんですが。ある程度の継続性が確保されなければ自治会としても、今年は予算があるからやれるけれども、来年は町から予算が来ないからできないではないかと思う。この辺はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

自主防災組織活動活発化支援ですが、これは6組織に対して50万と、6組織に対して事務経費的な5万で330万となっていますが、この6組織、これはもう既に決まっているのか。自主防災組織は沢山ありますが、今回の6組織に入らなかった所はどうなるのかですね。

助成額の上限が5万円となっている研修会、防災訓練実施と。補助要綱が示されていないので分からないのですが、どのようなものが対象になるのか。研修会講師は良いと思いますね。その時の研修会に来ていただいた方々に出すお茶とか茶菓子、そのような物が対象になるのかですね、その辺が分からなければ中々。防災資機材は大きな物なので事前に相談もできますが、細々とした物、これは補助要綱にありませんからできませんとなっては困るので、要綱の整備はされているのかどうか、これについてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 最初に、私からお答えさせていただきます。

一点目の総合戦略策定に係る委員の構成ということで、今、想定しているのは15名でございます。ただ、これは想定ですので、これから詰めていく中で人数は若干上下するかもしれませんが、今の段階では15名という想定をしてございます。この委員というのは、27年度中で策定をしようとしている厚岸町版の総合戦略。それと、策定した後にPDCAというサイクルで見直し、検証して見直しをかけていくというところまで、こういった委員の方々には関わりを持っていただこうと思っております。

国のほうでは産学官金労言という多様な方々に入ってほしいと言われていますが、今、想定しているのは、うちの場合は産業団体の方、それと学校関係者。学校関係者という和教育委員会であるとか翔洋高校の先生、それと金融機関、それと福祉関係者、それとまちづくり団体、それと公募委員で何名か、合わせて15名程度をですね、こういった委員構成を以て組織を立ち上げたいと考えてございます。

それと、ご当地キャラクターでございますが、委員もご承知かと思えますけれども、キャラクターの予算が通ってからになります、臨時職員になりたいという方々の募集をしてございます。この臨時職員は着ぐるみを着て町内、あるいは町外道外に出て活動するだけではなくて、町の中でも色んな所に出向いて行って、フェイスブックであるとか、ツイッターとか、あるいは町のホームページとか、色々と通じて情報発信をする役割も担っていただこうと思っております。

そういった意味では着ぐるみだけではなく、今、想定しているのは4月中頃から3月まで、雇用できれば、6ヶ月で一旦切って、その方が適任であればまた雇用してということで、予算上は1年間雇えるだけの予算は組んでいますけれども、その期間中ずうっと着ぐるみを着て出て行くかという、そうではありませんので、内部の色んな部分に携わっていただこうと思っております。

そういう興味を持っている方、あるいは技術を持っている方ということで募集させていただきながらですね、色んな相手方との面接を通じて適任者を選ばせていただきたいと思います。

それと関連ですが、自治会活動の活性化支援に絡めて、この事業は1年限りで終わってしまうのかという話がありましたので、その部分だけは私からお話をさせていただきますけれども、地方創生先行型の交付金につきましては、原則、ここに上がっているものは地方版の総合戦略に載せることが前提になってございます。ですから、今、ご提案している事業については、厚岸町版の総合戦略に載せることになろうかと思います。国が言っているのは、26年度の交付金を次年度に繰り越して27年度で実施をすると。総合戦略は5年間の計画になるわけでございますから、31年までの計画になるんですけれども、27年は交付金でやっても、28年度からの財源手当がなければ色んな支障が起きるということで、今の国の想定では28年度からの新たな交付金を、これに対応する新たな交付金を創設する予定だと伺ってございます。

今、ご提案させていただいている地方創生については、10本の事業を見込んでございますけれども、その中でも自治会活動活性化の支援であるとか、自主防災組織の活動活

発化支援、それと妊娠出産育児支援、それと子育て支援、それと保育環境整備支援につきましては、その交付金の内容はまだ固まっておられませんけれども、可能であればこういったものについては継続して行くという考え方を持ってですね、今、検討を進めているということでございます。

- 委員長（中川委員） 本会議開催のため、委員会を休憩いたします。

午後 4 時52分休憩

午後 4 時54分再開

- 委員長（中川委員） 委員会を再開いたします。

堀委員の質問に対しまして、町民課長の答弁を求めます。

町民課長。

- 町民課長（板屋課長） お答えさせていただきます。

まず、期間の関係ですけれども、まちづくり推進課長が言ったとおり、事業について5年間ということで考えております。

自治会支援の関係、世帯の多い自治会も一律10万円なのかというご質問でございますが、予算計上の時には一律で上げてございます。交付規則が今は案の段階で、本当は今日お示しできれば良かったんですけれども、こちらがまだ固まっていない状態でございます。それで、ご指摘がありました件につきまして、運用方法等もう少し詰めさせていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

それから防災資機材の関係でございます。今回、上げさせていただきました6組織に対してということでございます。現在32自治会ありまして、自主防災組織を組織されているのが25組織でございます。この支援につきましては、あくまでも自主防災組織に対して行うと考えてございます。これを契機に、まだ組織化していない所には組織化させていただきたいという願いも込めて行っております。

それと5万円の研修の関係でございますけれども、現在、想定しております内容ですけれども、研修会・講演会に講師を招聘した場合の費用。それと有料の研修会・講習会等がございましたら、それへの参加料。あと、教材費等がございましたら、それらのものということで、これらに係る食糧費については考えてございません。そのような内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

- 委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

- 堀委員 まず、総合戦略策定については、委員、職務、団体等の明示がされた規則なり条例が作られるのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

ご当地キャラクターは、見て楽しくなれるような動きや仕草、体表現が上手な方が初めからなってくれると良いんでしょうけれど。これは何かしらの研修、雇用した人に対

しての研修も必要ではと思うんですよね。その辺は考えていただければと要望したいと思います。

自治会活動関係については、5年間という期限の中ですけれども、少なくとも5年間はやっていただけるということで安心しました。

自主防災組織は現在25団体ということですが、一度助成を受けた団体は5年間の中においては再度受けることができないと。そういう補助要綱もこれから作るということなので、それを見させていただいた後でも良いんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 一点目の総合戦略策定に伴っての第三者委員会ですけれども、これについては資料も見させていただいてお分かりのとおりですね、日当と費用弁償となってございます。委員が言われたような条例委員となると報酬が普通付くんですが、今、私どもは厚岸町版総合戦略こそ自分達の手でやろうと。そして、その取り組みに率先して参画いただけると、いただきたいという意味で無報酬。ただ、最低限必要な交通費、あるいは日当だけは予算でみてという形を考えてございます。

それと、ご当地キャラクターの部分でございます。これにつきましても、臨時職員に入っていただこうと考えてございます。ただ、色んなことも考えられて、その1名の方だけということも、本来であれば1名の方が想定されるんですけれども、非常時の場合、何かあって、都合があって対応できないことも当然考えられるわけですので、そういった部分については、まち課の職員が臨時的に入ることも当然あるのかなと思います。入るか方によってですね、動きが変わるであるとかというのは好ましくないと思ってございますけれども、そういった動作も含めて色々、先進的な部分ではやっている所もありますので、それから着ぐるみを製作する業者に発注してございますが、その方々に聞けば色々な取り組みを行っている所もあるのかなと思いますので、そういうのを参考にしながらキャラクターが、厚岸のキャラクターって面白いよねとか、可愛いよねと言われるようになるのか、注目を浴びれるような、厚岸のイメージをアップできるような、そういう活動に向けて具体的に検討していきたいなと思っております。

それと、一点ですね、先程答弁したんですが、町民課長と差違があると思ったので。27年度に繰り越してやるという形で提案させていただいております。ただ、先程言った自治会の活動などの部分については5年間やるということはですね、まだお約束できません、財源の確保もできない。ただ、国から流れて来ている情報によると、新型交付金で対応できるのではないかと想定してございます。27年度は予算確保できましたが、28年度以降はそういった交付金を活用した中で、継続していきたいという考え方でいますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 先走った答弁をしてしまいまして、申し訳ございません。

防災資機材の補助の回数でございますけれども、現在考えているのは1回、最高額50万円と考えてございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 総合戦略策定をもう一度お聞かせ願いたいんですけれども、無報酬で若干の日当・旅費の予算計上をされていますが、それについては大変高尚な考えで良いとは思われますね。ただ、非常勤の委員にしないということで、従来ですと色々な審議会・委員会、他にも沢山あったと思うんですけれども、各団体に対して、例えば委員の推薦をといってもですね、結果的に団体の長になってしまうことが常だと思うんですよ。団体長宛てに推薦の依頼を出すわけですから。受けるほうとしては団体長が受ける形で、それがどんな審議会・委員会においても同じメンバーにと。

そうではなくて団体の下部というか、上級管理職ではない、団体の長ではない、もっと下の人たちに出ていただいて、様々な意見などを。幸いに今回は公募もあるので、公募でそういう人が拾えると良いんですけれども。各産業団体の長だけの意見だけを聞くのではなくて、もっと下の方の意見が聞けて、そういう人方から見た総合戦略、意見も聴取できるようにしていただきたいと思います。それについてはいかがでしょう。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 総合計画策定の際にもですね、色々な団体から推薦をしていただきました。ある一定の期間内で会議を開くとなると、場合によっては仕事時間中に開催されることもあります。仕事が終わってからの部分もありますけれど、引き続き仕事をやられる方もおられると思います。職場にご迷惑をかけるということで、団体の長に対して委員になっていただきたい、委員を推薦していただきたいというお願いを、総合計画の時にはとっております。例えば漁業協同組合であれば専務になっていただきました。農業であれば参事、森林組合も参事ということで、そういった方々に入っていただきました。

今回の総合戦略の第三者委員会に当たってもですね、そういったことが想定されますので、先程言ったような産業団体、あるいは学校関係とか金融とか福祉関係とか、一応団体のトップのほうに、文書で町長からお願いをさせていただいて、そして例えば月にどのくらいのペースで、あるいはどの時期に会議が開かれるというお知らせをした中で、適任者の推薦をいただくと。そうしないとですね、会議の案内を出しても欠席ばかりで、何にもならないんです。やはり会議に出ていただいて、その場で組織の思いを発言していただくことが大事なわけでございますので、そのような形で取り進めていきたいと思っております。

●委員長（中川委員） 14目、他にありませんか。
8番、竹田委員。

- 竹田委員 沢山あるんですけれども、まず、ご当地キャラクターの観光宣伝活動で、ご当地を作ろうというのは、役場内の若手メンバーの i チャレンジから発想が出てきたと聞きましたが、既に厚岸町には着ぐるみという形にはなっていないけれど、キャラクターは既に存在していたわけですね。例えばコンキリエとか、直売店、それから N P O 法人厚岸ネットもあります。

キャラクターを新しく作ろうとした時に、既にあったキャラクターとの、何と言ったら良いのかな。全く厚岸町のイメージしないということで、新たにキャラクターを作ったほうが良いと。それで着ぐるみを作ったほうが良いという展開になったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ご当地キャラクターといわれると、味覚ターミナルに「オーイ☆スター君」がありますし、N P O 法人では「アッキー」、農業協同組合では「カウカウレンジャー」といったキャラクターがございます。

厚岸町が公式キャラクターの設定をしようと考えたのは、それはそれぞれの団体で活動してございます。ただ、厚岸町をという意味では、根底は同じだと思いますけれども、厚岸町がこれから観光であるとか、あるいは物産であるとか、あるいは色んな観光物産以外の部分でもですね、例えば保育所の何かの行事とか、様々な部分でキャラクターを使えると思っております。

そういった部分においては、厚岸町の公式なキャラクターを選定して色んな活動を通じて、厚岸町全体を盛り上げるような部分になっていただくという趣旨で、このキャラクターの選定をしたと。ただ、一番の目的はやはり観光、あるいは物産となろうかと思いますが、副次的にそういった部分の効果も図るためには、厚岸町の独自のキャラクターが必要だろう、という考えで進めたということでございます。

- 委員長（中川委員） 8 番、竹田委員。

- 竹田委員 言わんとすることは良く分かりました。ただですね、普段から言っている協働のまちづくりといったことから考えると、趣旨は、ずれていくのではと思うんですね。趣旨がずれないとしても、今後、既存の活動をしている「オーイ☆スター君」「アッキー」とか「カウカウレンジャー」とか色々あります。

「ふなっしー」の部分でお話をさせていただきますが、これは認定されていない着ぐるみとされていましたが、動きとかが非常に面白いということで、一躍世界にまでも羽ばたいたくらい人気者になったわけです。厚岸町として、これから公式認定をしたご当地キャラクター「うみえもん」ですが、協働のまちづくりという意味から考えると、各団体の扱っているキャラクターも公式認定に向けてですね、一つの協働ということで色々な、例えば活動する時に厚岸全体をというようにお考えであれば、なおさら認定をするしないという部分も、これからの考え方としてですね、一つの考え方として、公式認定をするしないという部分も含めて考えなくてはならないと思います。

でないと、勝手にやれと、おまえ達はおまえ達だと、俺たちは俺たちで厚岸町でやるんだとなってしまうと、そこに隔たりができてくると思うんですね。そういった部分をなくして、厚岸町全体の観光、物産、そして様々な交流活動に適応していけるような、厚岸町全体でキャラクターで盛り上げていくような、そういう施策が大事になってくると思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょう。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 質問者言われることも十分理解できます。ただですね、例えば厚岸味覚ターミナルの「オーイ☆スター君」については、主たる目的は厚岸味覚ターミナルの活動のため。それとNPO法人「アッキー」については、やはりNPO法人の目的のためにということが活動の主になろうかと思います。

公式というか、厚岸町が作ったキャラクターということで「うみえもん」。言い方なんでしょうけれども、公認をするようなとか、そういったやり方はあるとは思いますが、必要性があるのかを含めてですね、先ほど言われたように「ふなっしー」は公認は取っていない任意の形でやって、あそこまで街を盛り上げてくれた部分でございまして、そういった公式、あるいは公認の認定を取ったほうが一層活動の場が広がるだとか、あるいは厚岸町にとってプラスになるんだということを含めて検討していかないと、ここで「はい分かりました、やります」ということにはならないのかなと思っておりますので、質問者も直ぐに明日からやれという話ではなくて、そういったことも考えていく必要があるのではないかとということだと思っておりますので、そういったことを含めて検討していきたいと思えます。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 町長、普段から「協働のまちづくり」と言っているので、味覚ターミナルもどうなるんだろうという赤字経営から、最近は本当に日本全国から来ていただけるような、「じゃらん」に4年連続で載るといった活動を展開して行って、町の中核になるような、そういった味覚ターミナルが中心になってきて、観光の部分については本当に発揮していると思います。そういった部分の手助けとか色んな部分で、「協働のまちづくり」という部分で、みんなが知恵を絞って頑張ることによって、厚岸町のためになっていくと。

それが厚岸町のプラスになっていくのであれば、公認なのか公式なのか、その辺の意味は分かりませんが、厚岸町と縁もゆかりもないものよりは、当然公認公式で認定される部分、認められるか認められないかによっても、活動するには発揮しがたい気持ちになるのかならないのかは、大きな部分に繋がってくると思うんですよね。そういった部分でも是非本気で、将来に渡ってというか、そんなに長い5年も10年もかけて考えるのではなく、今直ぐではないけれども、是非考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどの答弁と同じ形になりますが、そういったものも含めて研究をしながら検討していきたいと思います。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から付け加えて、お話をさせていただきます。

確かにそれぞれの団体、そして厚岸町の「うみえもん」が誕生するわけではありますが、その場面場面によってですね、何も単独でなくても良いと思います。「アッキー」も、コンキリエの「オーイ☆スター君」も一緒に出てですね、PRするというのも、これは今後大事なことであろうと。そのように思ってますので、その点ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 住宅新築奨励「ほほえみ商品券」について伺います。以前からリフォームにあっても20万円、新築にあっても20万円というのは、お金の投資額からいって妥当でないのでは、という質問をさせてもらっていました。そこで今回の20万の10棟分の根拠は、去年が確か10棟分だったのかな。という意味合いから、今年度の「ほほえみ商品券」20万10棟分、200万と理解すれば良いのでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 住宅の新築助成については平成27年度当初予算、それから平成26年度当初予算においても200万円、20万円の10軒ということで、いずれも200万円の計上であります。今回は繰越ということで、更に200万円を27年度に上乗せして交付をさせていただきたいと考えているところでございます。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 27年度の部分については、27年度の単年度で終わりなんですよ。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 単年度の考え方です。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 たまたま国からの交付金があったので、20万円を「ほほえみ商品券」として

出すということ。それはそれでありがたいんですけれども、私の質問したのは、27年度の一財の中での上乗せの分をお願いしていたんですが、先ほど特別委員会を通った分もあるんですが、それ以上は私もその中身で言わなかったので、くどくどとは申しませんけれども、是非ですね、来年度28年度に向けて新築の、地元の中小基本条例を折角作ったわけですから、そういった部分で何とか地元繁栄ということを念頭に入れてですね、今年度また色々と研究していただいて、平成28年度に向けて増額ということを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 住宅の関係については、やはり増額の要望もあると捉えています。そういったことから、27年度はこれまでの事業の検証をするということで挑みますけれども、それに加えて、次年度以降の関係についても共に考えていきたいと思っています。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 地方創生だから、どういう形で出て来るのかなと思っていたんですが、7番の妊娠・出産・育児支援ですが、ここに出てくることも大事ですけど、これは今回だけで終わりにする、全部使ってしまったら終わりですけど、その後継続して妊娠・出産・育児の環境をきちんと継続して、また新たに色んな事業をやっていくとなるんでしょうか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

妊娠・出産・育児支援の部分でございますけれども、これにつきましては今やっております既存の事業、プレママ広場、あるいは赤ちゃん相談ですとか、子育てお助けブック、子どもの健診。これらにつきましては充実を目指すということで、例えばプレママ広場においては、お父さんお母さんが来ていただいた時に体験をしていただくための胎児の人形ですとか、健診においては、健診に使う体重計ですとか身長計。今ある物よりも良い物を買おうと。

あと、産後ケアの教室。これは新規でございますが、産後のお母さん方に集まっただいて、講師をお呼びして、3回ほど予定をしておりますけれども、お話を聞くということでもあります。

買った物はこの後何年も使えますし、事業については既存の事業でございますので、この後も継続するというところでございます。産後ケア教室については、27年度の事業という形になります。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 これは今までずっとやってきた事業ですよ、それは分かります。これから一歩踏み込んでね、子育ての経済的な面とか、そういったもの対しての支援は考えていないんでしょうね。どうなんですか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今、お話しした妊娠・出産・育児支援の他に、ここに載っておりますけれども子育て支援ということで、これにつきましては保育所・幼稚園の、今は町の単独施策ですけれども、第三子の助成を第二子まで広げるいう内容でございます。これも子育て支援の一環でございますし、あとは保育環境整備事業ということで載っておりますが、これにつきましては保育所で使う備品を買うということで、例えば跳び箱ですとか、太田へき地保育所についてはブランコの設置ですとか、あとは散歩カー。真竜保育所には散歩カーがあるんですけれども、それを厚岸保育所、宮園保育所にも配備するという内容でございます。これにつきましては、お散歩もそうでございますけれども、災害時の避難にも使えるという内容でございます。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 確かに、こういう物は必要ですから大事なことだと思います。ただね、他にどんな活用ができるかという中で、少子化問題は切実なんです。ですから、もっと踏み込んで、例えば第二子まで。保育所に行っている中の第二子。第一子が小学生で第二子第三子が保育所に行っている子ども達も対象にするとなくなってしまうと思うんですが、その辺はどうですか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この町の単独事業でございますが、お子さんが3人いた場合、3人同時に保育所に入っているのではなく、お子さんが3人いた場合の3人目ということで、今度は第二子まで広げる内容ですので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうしたら子どもが中学生、第二子が小学生、第三子が保育所でも補助になるということですか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） そのような内容になってございます。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 子育てをするために色んなものがあると思うんですよ。医療費の助成とか学校給食の助成とか、今はまだ無理だと思います。ただ、少子化対策として、予算で生活援助金交付となってますので、これからの新しいものの中で町の上乗せをして、もっと充実させることも考えてほしいし、今、子育て中の夫婦とか、親世代の人達にも意見を聞いて充実させていくことが必要だと思いますが、それはどうですか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 当然、町民の方の意見を参考にさせていただいて、今回の事業とは別に、どういう形で支援ができるかというのは何時も検討していますし、今後とも良い方策があれば取り入れたいと考えております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、地方創生先行型事業ということで、地方への援助が必要だと。そして、できるだけ冷え切った地方を蘇らせて、町長が施政方針で言っているように、人口減少を食い止めて活気ある厚岸町を創り出す、その一助になって、どこかで効果が出て来ることを目標にしているのが地方創生先行型事業だと考えるんですが、私の考え方で正しいのでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 考え方としては正しいかと思います。ただ、国はですね、27年度中に地方版の総合戦略を作りなさいと。地方戦略に基づいた事業を行うためにというのが先行型です。

ただ、そうは言っても、全国の中にはもう地方版戦略を建てた所もあると聞いております。厚岸町はまだ作ってはおりません。27年度、新年度において作ろうとしておりますが、それを見越した中で厚岸町の人口減少、子育て支援、あるいは雇用、そういった部分を含めて必要となる事業を見越した中で、事業の絞り込みを行って、この事業を厚岸版の総合戦略に載せるということを前提にですね、事業展開をするという内容になってございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 総合戦略にきちんと載せて、この事業が厚岸町にとって必要な事業で、今後もしきちんと進めていくということでは、一時的な事業をここに載せるわけではないですよ。そういうことを考えると、ここに先行型として載せた事業は総合戦略に基づいて進めなければならない事業を、まず今回は先行して国の補正予算の絡みで載せたという

ものだと思うんです。

そうであれば、今回ここに載せているものでは、例えば乳幼児の防災用品備蓄。これについては一定期間で更新しなければなりませんね、賞味期間とか色んな問題がありますから。それから、ポイントカード導入は、システムというか、それを作り上げるための予算ですよ。あと、キャラクターとかは、その後ずっと活用していける物だと理解しているんですけども。ただ、自主防災組織とか自治会活動に対する支援とか、これは一遍にできる問題ではないと思うんです。町内に32の自治会がありますから、その地域はどういう防災資機材が必要なのかという問題もありますから、きちんと把握した上で進めなければいけないので、当面はそういう形で進んでいくと理解しているんですが。

この事業が、今回は創生先行型として進められていくんですが、これが総合戦略に位置付けられながらも、この後、予算が伴っていかないと困ると思うんです。その辺りは、ある程度の確証があるのか、大臣が首長には必ずビデオを観るようになっていそうですけども、私はその内容を観ていないので、その内容を掻い摘まんで私たちにお知らせ願えればと思うんですが、どうでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 国が言っている部分は、最後に言われたDVDですね。言っているのは、大きくは人口ビジョン、それと地方版の総合戦略。それをどのように作っていくんだと。それと、今回の創生先行型交付金の使い方として、ということが想定されるんだという説明をしているんです。28年度以降の部分については言っていないんです、財源とか。国も言っていないんです。

担当者の説明会があって、うちは補佐が行ったんですけども、札幌での会議に行った時には、今回は、27年度はこういった財源手当をすると。28年度以降については、新たな交付金を創設して支援していきたいと言っていないんです。どのくらいの規模で、今回ののは使い勝手が良いと国は言っているんですが、色々実際に詰めると、あれは良いとか、あれは駄目だとか、やはりあるんです、実際は。こういった形の中での交付金として、28年度から創設されるかどうかは一向に見えておりません。ですから、先程の堀委員からの質問の中でも28年度以降には、そういった交付金が創設されるという情報なので、それにも対応させていただこうという思いで、今は組んだということでございます。

ただ、28年度から創設しようとなると、27年度中に国は色んなことで制度設計してくると思うんです。それと、27年度中に各地方自治体は地方版の総合戦略を立ててくださいますと、どこの町もやはり財源的な見通しも立てなければという話になってきますので、そういった部分は徐々に情報は出てくると思っております。

今回の総合戦略、他の計画と違うのはK P I といって、それぞれの施策に対して5年後、32年にはどのような形になるために、その施策をするんだという諸設定をなさいと。毎年それに向かって、その事業が動いてきたのかというのを、先程言った第三者委員会等で検証なさいと。それが行っていないのであれば、総合戦略自体を見直なさいと。言っております。ですから、そのような取り組みを通じて、一回作って、5年先を見

越してこれが良いと思ったけれど、1年間やった中で思ったとおりにものが進まないけれども、新たな形に変えるとそちらの方向に向かって行くのでは、等々出て来るかと思っています。そういった部分の第三者委員会での議論も通じながら、総合戦略の見直しをかけていって、厚岸町にとって良い方向に向かう取り組みを進めていきたい、ということしか今は説明できませんので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、課長がいみじくも仰いましたが、5年後に評価されると。その評価によって、その先が決まってくるということなんですよ。ですから、この取っ掛かりが非常に重要になるし、例えば5年やって効果があるものだと、あるいは厚岸町はこうやって人口減を食い止めたとか、そういう効果がないと、やったけれど駄目でしたでは、この事業の意味がないんですよ。私はどちらかといったら好きではありません、こういう考えは。やはり苦しんでいる所に応援していただくというのが、そもそもだと思うんですが。

一応、先行して金をやるから、お前達考えて事業を興して、そして結果を出せよというのがこの事業なんですよ。ですから5年後には、その評価によっては、厳しい評価を下されるということを経験しながら進めなければならない事業なんだ、という意識でいなければならないと思うんですよ。今までの緊急対策とはちょっと違う事業内容だということを、町あるいは官も民もですけど、そういう事業を行うんだということを分かっていたくようなことをして行かなければ困ると思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先程言われた国から配布されたDVD、あれを観るとですね、2枚来ているんですけども、1枚だいたい4時間くらいかかるんです。私も二日かかって観ました。

それで、あの中でも国は言っていました。今までは総合戦略の中で数値目標を立てると、各施策毎に施策毎の指標ということで国はKPIと言っているんですけども、そういった目標を立てると。各説明会で都道府県の方々から質問があって、その指標を達成しなかったらどうするんだと。何かペナルティーがあるのか、何かあるのであれば無理な設定はしないぞというやり取りがありました。国はそれに対して明確に、目標を立てて、そこに達成しないからああだこうだとは一切言いませんと。ただ、達成できる数値を目標値に設定するというのは可笑しいですよ。やはり、このまま行くところなるものを、より効果を上げるために立てるのが目標値だということになれば、実際に評価をしたときに達成しなかったということは有り得ると思います。でも、そういうような努力的な目標を定めるということは、私は悪いことではないと思っています。

ただ一つ、谷口委員、5年後と言われましたけれども、この総合戦略については毎年度検証をすると。5年経って見直しをするのではなくて、1年経って上手いかなかった

た、あるいは新たなものを追加すれば良いということが出てくれば、毎年度毎年度変更もして、効果が上がる計画にしてくださいと。国は総合戦略は5年と言ってますけれども、人口ビジョンの大元は2060年を想定しているものでございます。ですから、今回の5年間やって終わりとは言ってません。政権が変われば別かもしれませんが。ずっと続いていくものなんだという話をしておりました。今、情報としてはそのような形で押さえております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 課長仰る内容だと思うんですね。ただ、私は効果があるかないかというのは、やってみないと分からないというのが一つだと思うんですよ。ただ、計画を作って、上手くいかなかったから仕方ないで、自治体がそれで済むかどうか非常に怖い投げ掛けをしているように、内容からすると思うんですね。同じようなことを全国の自治体にやってくれとなっているわけでしょう。

それぞれ総合戦略を立てて、その結果、5年経って見たらどうだったんだ。地方では毎年検証するかもしれませんが、その結果、こっちはこれだけ頑張ったから更に応援しようかと。だけど、こっちは良い計画を作ったけれど効果が上がらなかったねと。上がらない所にはそれなりにとなっていくと困るんです。やはり、そういう時にもフォローしてもらえるのかどうなのかね、その辺りを考えた計画を進めていかなければ。

ここにある事業は、私は全部必要だと思いますよ。やってもらわなければ困ると思うんですけども。これが本当に町民のほうでも、ああ良かったなという事業でなければならぬと思います。そして、これをやったから厚岸町は、今こういう状態になったなということで、もう一押ししてやろうかとなるような計画と段取りを進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今回、国がこのような法律を立てたり、あるいは地方自治体に対して努力義務ということで課せてますけれども、どこの町もずっと考えてきているんですね、今課題になっている部分は。ただ、国全体が人口減少に入ってしまった、いびつな人口構成になってきていると。そういった中で、国としてもこういった取り組みを進めるということで、地方に総合戦略を立ててくださいというような、そして事業化して施策を進めるに当たっては、国も必要な財源措置をしましょうという考えでございます。

厚岸町としては色んなやりたいことがあっても、やはり財源も当然必要になってきますので、それが思い付きで、施策を単年度・単年度をやって、失敗だったから違うものをやるということではなくて、先を見越した中で、その目標を達成するために今年度はこれ、来年度はこれというような計画立てをしていくということは、これまでも厚岸町はやってきたつもりですけども、そういったものを明確にすると。

総合計画がこの度、27年度から新たにスタートするという中では、厚岸町にとっては

良いタイミングだなと私は思っているんですね。総合戦略を活用する中で、後期行動計画の事業化も図れるだろうという思いもしております。そういった中では、今、質問委員が言われたのはごもっともでございますし、国の言われているPDCAで第三者の組織を作って見直しをする、これも結構なことだと私は思っております。ただ、それが思惑通り機能するかどうかは懸かってくるのかなと思っておりますので、そういった部分には意を配して進めていきたいと思っております。

●委員長（中川委員） 14目で他にございませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ進めてまいります。6款1項商工費、5目観光施設費。8番、竹田委員。

●竹田委員 観光拠点施設公衆無線整備事業、観光客がWi-Fiを使えないとかワンセグが視れないといった声があって、町になんとか整備をしてほしいという質問をさせてもらいましたが、今回、Wi-Fiステーションの設置なんですけれども、国334万4,000円、地方債330万円、これは国から、最初から334万4,000円しか来なかったのか、町が要望したのか、金額の設定は如何にして決まったんでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町がこの事業について要望をいたしました。初めからですね、2分の1が国の補助となっておりまして、半分については町の一財ではあるんですが、町の持ち出し分の50パーセントについては補正予算債となっております。

国が334万4,000円、地方債で330万円、一財として4万5,000円となっておりますけれども、地方債の内50パーセントが基準財政充用額に算入されるとなっております。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そういうことでなくて、総額から追っていくと計算すれば簡単に2分の1というのは分かるんです。そういうことを聞いているのではなくて、それは小学生でも分かると思うんです、今の説明は。そうじゃなくて、668万9,000円になったのは最初から668万9,000円に値する、国が334万4,000円、2分の1しかやらないよということで、そうしたら、こういう機器類しか付けられないなとなったのか、それとも、この程度で良いので、金額がこの程度になったから、その2分の1をくださいと申請をしたのか、その部分を聞きたいんです。

●委員長（中川委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 町の事業として668万9,000円を算出した上で、国に要望をしたということでございます。
- 委員長（中川委員） 8番、竹田委員。
- 竹田委員 W i F i 環境をするのにですね、これを設定したらどこまでの範囲で使用可能としたいのかという原点からの考え方が、どのようにして決めたのかをお聞きしたい。
- 委員長（中川委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 国がですね、この度、総務省で観光防災W i F i ステーション整備事業を提案されて、町がこれに対して手を挙げた形になるんですけども、この事業自体がですね観光拠点施設、それと防災拠点施設ということの範囲で設定されているものですから、町としてはコンキリエの駐車場の範囲内での、W i F i ステーションの範囲ということで、事業を設定しております。
- 委員長（中川委員） 8番、竹田委員。
- 竹田委員 最初から一箇所のみと、取り付ける場所は一箇所という設定だったと。
- 委員長（中川委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） その通りでございます。この事業自体がですね、そこまで範囲を広げられる事業ではなかったものですから、まずはコンキリエの駐車場の範囲内まで、このW i F i 環境が整備できればと考えたところでございます。
- 委員長（中川委員） 8番、竹田委員。
- 竹田委員 駐車場の周りよりも少し外で使えるということではなくて、駐車場の区画から少しでも出たらW i F i は切れてしまうということなのか、それとも、そこから20メートル30メートル使えるのか、その辺をお聞きしたい。
- 委員長（中川委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 整備をするに当たってですね、一般住宅に及ぶような、他のエリアに及ぶような範囲までは、この事業自体で広げれないものですから、今言われた、きっちりとした駐車場の範囲内とかではありませんけれども、他の施設ですとか、一般住宅に及ぶような範囲での整備はできないとなっていますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 何故そんなことを聞くかというのですね、コンキリエにセッティングするのは分かってました。コンキリエを拠点とした場合にW i F iで、例えば防災拠点となっている場合に、その場所に行かないと通信ができないと。ですから、コンキリエが拠点となった場合に多少下からでも交信ができなければですね、現状がどうなっているかという部分について、なかなか使い勝手が良いと思うんですよ。

その点から考えると、区画線から10センチでも出てもなくなるのは分かりましたが、ある程度の拠点の周りの範囲で、例えば44号線の下の道路から上がって来ようと思った時に、今の説明では、例えば災害が起きた時に国道44号線の下の道路では使えない、という話になると思うんですけれども、それであればもう少し範囲を広げて使えるようにしたほうが、W i F iの効果が出て来るんじゃないか。それでこそ本当に防災の拠点施設の意味がなされるのではと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 5 時57分休憩

午後 5 時58分再開

●委員長（中川委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この事業については、観光拠点と防災拠点になっている施設における公衆無線R A N整備ということなものですから、予算上は観光費ですけれども、最初の取っ掛かりの部分で、そういった事務を総務で担当して行っているんですけれども。そういった形で双方で連携をとりながら進めておりますので、総務課長が話したり私が話したりすることを、お許し願いたいと思います。

担当のほうから聞いた時には、アンテナを立てるところから電波を出しますから、電波は周りをぐるっとの範囲になります。ただ、電波を出す先に障害物があれば当然伝わる範囲は少なくなると思いますけれども、基本的には出すアンテナの所から周囲となると思います。

今、整地をしようとしているのは、ターミナルの入り口付近を整備しようと考えておりますので、そこで駐車場となりますと、ターミナルから駐車場の奥までとなると100メートル程度ありますので、そうすると背後に、側面にも大体100メートル、障害があれば幅が狭まるということですので、竹田委員が言われたような道々別海厚岸線、その辺までは電波は行くんだらうと思います。ただ、補助制度的に観光拠点と防災拠点の場所だということですから、無闇に範囲を広げることはできませんけれども、駐車場の範囲まで電波が届くようにすることによって、今言われた範囲までは届くのかなと思います。

●委員長（中川委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 時間も経ったので、あと一回でやめます。

このアンテナの部分については、通常のアンテナもそうなんですけれども、出力アップと言うんですか、それ以上電波を送りたい。例えばN T Tとかa uのアンテナは通常50キロから60キロ、一本のアンテナに対してそういう制限が無線法か何かで限られていると聞いているんですけれども、こういった器具もそういった部分に何か制限が掛けられているんだろうけれども、a uもドコモもですね、そういった障害物が沢山ある場合は、出力を上げて遠くに飛ばすような装置が最初から付いていると言われていました。

この機械については、例えば本当に防災の拠点としてやらなければいけない、少しでも遠くに送ったほうがより効果があるんだとなった時に、出力アップできる機械なのかどうなのかだけ、お聞かせください。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 6 時 1 分休憩

午後 6 時 4 分再開

●委員長（中川委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 一般的な物だそうです。今はまだ調べられない状況ですが、一般的にですね、あまりにも遠くまで飛ばせる機器であると、逆に電波法で許可とかも必要になってきますので、そこまでの物ではないということです。若干の範囲は広げられる可能性はありますが、今回のこの事業につきましては、その範囲が逆に言うと狭められているというところがありますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 資料をいただいておりますが、まず、観光防災W i F iステーションイメージ図がありますが、先程の質疑の中では外に設置するとなっているんですが、そうすると屋外用モニターや人感センサー、また、衛星インターネット用アンテナとかW i F iアンテナが設置されたときに防犯上どうなのかなと。イタズラ関係という心配がないのかというのが、一点目ですね。

それと、コンキリエの建物内は既にW i F i環境が整っていたと思いますが、今回も屋外用のW i F iアンテナを室内のW i F i環境に繋げて、インターネットができる環

境にするのは良いんですけれども、室内のW i F i 環境は厚岸町が設置しているものなのか、それとも味覚ターミナル・コンキリエが設置しているものなのか。今回、屋外用のアンテナを設置して使わせてもらう形になるのか。それらがどのようなになっているのかを教えていただきたいと思います。

また、衛星インターネットアンテナや衛星モデムを使うと言っていますが、心配なのは通信料関係の維持費がどうなのか。災害用なので災害時しか使わない、災害時に使っても無料なのか。それとも、インターネットを衛星まで飛ばしての電波通信料が毎月かかるのか、災害の時だけかかるものなのか、実際に一回使うとどの位かかるのかが心配になるので、教えていただきたい。

あとは、観光等の拠点施設公衆無線ということで、今回は観光であれしたんですけれども、防災拠点として考えたときには当然コンキリエだけではなく、湖南地区側は緑のふるさと公園が防災拠点となると思いますが、今後ですね、そちらに屋外W i F i アンテナでないにしても、衛星インターネットアンテナ環境を整備する予定でいるのかどうか、それについても教えていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この設備につきましては、屋外にということになってございます。当初は移動も兼ねて、先程言われた防犯上の部分、イタズラも考慮して中に収めたいなと思っておりましたが、あくまでも国の制度は屋外を対象にしているものですから内部には持っていけない。そういった防犯対策も検討して整備を進めようということにしてございます。幸いなことに、あそこには防犯カメラが付いていますので、そういったものも活用しながらと思っております。

それと、コンキリエの今のW i F i 環境でございます。ご質問者言われたとおり、館内ではW i F i は使えますが、使えるのはドコモとa u だけなんです。それも利用時間の制限という部分があります、その施設でやった場合に、5分間とかの制限がございます。あるいは、この頃増えてきていますが、海外からお客さんが来られた場合には、今のコンキリエのW i F i 環境では繋がらないということでございます。今回整備しようとしているのは、メーカーにとらわれない、フリーでアクセスできるW i F i ということでございます。

設置した後の費用は、維持管理はということになると、通信とか電気代とかがかかるんですけれども、これを整備することによって、今まではコンキリエで負担をしていたドコモとa u の部分にかかる経費、維持管理経費、運用経費、これをやめると。それで十分、この対応を賄えるということでございますので、費用については、コンキリエで運用にかかる経費については、コンキリエの負担で行うということでございます。

私から以上でございます。

（「インターネットの衛星は」の声あり）

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 済みません、答弁漏れでございます。

W i F i といっても出すのは基本原則は光ケーブルを使ってございます、有線でございます。災害が発生した時にそれが切断されたら、W i F i も生きてこない。その時に衛星通信を活用してW i F i 環境を確保する事業でございますけれども、その経費につきましては民間のということではなくて、ちょっと担当のほうと確認しないと、求めるのであれば確認しますけれども、公共機関が使える衛星というのがあって、そちらから情報をいただくということで、経費については格段に安いと。ただ、それは災害が発生した時に繋げるということでございますので、普段日常的には一般の有線の光回線を使うということでございます。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 私からは、森林センターの防災拠点施設に設置の予定はあるのかということですが、今回の事業、昨年度、実は26年度当初までは防災W i F i ステーションという事業名でございました。これが今回補正で観光防災W i F i ステーション整備事業となったということで、平時には観光関連情報、災害時には災害関連情報がそれぞれ得ることができる環境整備なんですけど、今回のこの事業については観光拠点及び防災拠点施設となっておりますので、今のところ森林センターへの整備については予定はしておりません。ただ、またこのような国の事業があれば、また検討材料とさせていただきたいと思っております。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 申し訳ございません、先程の衛星の関係でございます。衛星の部分は衛星インターネットアンテナを設置してということでございまして、P C P パッケージというのがあるみたいで、地方公共団体の場合には月額の利用料金はなしと。災害時に接続した際に別途料金が発生するということでございますので、非常時が発生しない限りは、平常時は利用負担はないということでございます。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 分かりました。ただ、防犯カメラがあってもイタズラ関係ですね。これだけ見ると非常にさわりやすいものなので心配になるんですけども、大事なものですからイタズラ等のないように、しっかりと設置していただきたいと思います。P C P 契約で月額使用料、基本料がない中で使えるということで、設置だけをしてというのは大変ありがたいと思います。

それで、最後の点なんですよ、湖南地区側の。今回は観光としてだけでも、ただ、防災のためにも使うから衛星インターネット環境を付けたんでしょから、これは同じだと思うんです。私は向こうにも同じように屋外のW i F i 環境を整備すれとは言ってませんから、少なくとも災害時のための防災拠点なんですから、衛星インターネット環境でのW i F i を使えるくらいは考えていただかなければ、厚岸町の防災拠点はコンキ

リエだけではないですから。そういったものをしっかり考えていただきたいと思います
が、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 6 時14分休憩

午後 6 時14分再開

●委員長（中川委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（総務課長） 災害対策本部となるべきインターネット環境は、整えて整備は
させていただきました。同じような形で避難をされた方々の環境もということで、要望
として、まずは今回捉えさせていただいて、今後の課題とさせていただきたいと思いま
す。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 資料をいただいているんですけども、平常時はインターネットに繋がって
いるということで良いんですよね。これ点線になっていますけど、常時繋がっていると。
逆に災害時は、その時に繋がるんだ、繋ぐんだというように、先程のまちづくり推進課
長の話だったように聞いたんですけど、それで良いんですね。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） W i F i 環境ということで、普段ずっと味覚ターミ
ナルの駐車場とか、そこに居ればですね、インターネットに繋げようとすれば電波が流
れて受信をして、それぞれの利用者が利用できるということでございます。この図で見
るのはですね。

（「インターネットの・・・」の声あり）

●まちづくり推進課長（湊谷課長） はい。ここで無線で電波を飛ばしてますので、それ
を受信することによって、スマートフォンであるとかタブレットに常時繋がられる状況
になっていると。非常時になった時に有線が切れればですね、自動的に衛星回線に繋が
るという形になっています。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 先程ね、費用のことを話されていましたよね。災害時に繋がるようになっていんだと、衛星回線にね。という説明でしたよね。だから、かかる費用は一般的なインターネットは、コンキリエの契約料である程度みれるから良いんだと。災害時には衛星インターネットアンテナから情報を得るようにするという説明でしたよね。それで、これは災害時にしか繋がらないわけでしょう。それで、かかるお金は繋いだ時だという説明でしたよね。

普段、訓練する場合がありますよね。これがきちんと作動しているかどうか、作動するかどうか、繋げた時に。普段は繋げていないのが、災害時は繋ぐわけですから、やはりきちんと一定期間毎に受信できるかどうか、きちんと試験等をする。そういう場合の費用はどうなるんですか。

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午後 6 時19分休憩

午後 6 時20分再開

- 委員長（中川委員） 再開します。

総務課長補佐。

- 総務課長補佐（田崎課長補佐） 衛星インターネットの関係ですけれども、平常時も微弱な電波を飛ばしながら24時間疎通確認は行っております。それでなければ、非常時に繋がる保証がございませんので、ただし、普通にインターネットをやるような、例えば画像を観たりだとかいう大きな情報はやり取りできない仕組みになってございます。ですから、訓練時において実際、人工衛星経由で繋がるといったような確認作業はできることになっております。また、それについても費用等は発生しないということであります。

- 委員長（中川委員） 他に 5 目ありませんか。

（なし）

- 委員長（中川委員） なければ進めてます。6 目地域消費喚起・生活支援型事業費。

6 番、堀委員。

- 堀委員 16ページの水洗化等改造工事支援で質問させていただきますが、資料の厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則で、対象とする設置期限 3 年を超えて水洗化などを行う者に対してとなっているんですよね。規則関係とか条例等を見させていただくと 2 年から 3 年、補助規則では補助金でもらえる金額と同額が予算計上となっていますが、設置期限 3 年の考え方。そもそも、これは下水道法での設置義務が課せられているから、そ

の間に水洗化、接続等を行った人に対して助成をしましょうというのが3年という根拠ですよね。

その根拠を、使わなかった人、義務違反ですよ、下水道法による義務違反。罰則関係がないから何もないんでしょうけれども、少なくとも法律違反の人方ですよ。その人方に対して今回助成をする、この意味が私はちょっとどうも。確かに分かるんですよ、そういう人方に対して助成することによって3年間の義務の中で、その時にはできなかったから、今回こういうのがあれば、やりたいという人達も確かに居るでしょうけれども。そうはいっても、法律違反の人方なんです。その人方への助成を今回このようにして作る。それはどう考えればよろしいのでしょうか。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに3年という期限は下水道法から、水洗化区域、処理区域の告示を受けて3年以内に下水道法は水洗化義務を課しています。ところがですね、総合計画の審議の時にも仰られましたとおり、現実にはなかなか3年以内に水洗化できる方ばかりではなくて、やはり様々な理由で水洗化できない方も多くおります。折角多額の費用をかけて整備したものを如何に有効に使っていただくか。

ただ、使う方が快適な生活を送るというだけではなくて、環境保全を図るという公的な意味合いも非常に強い事業ですから、個人の事情によらず、できるだけ公的な支援ができる方法はないかということも、一つ考えなければならぬだろうと。

現在、水洗化率は72パーセントちょっと。まだ3割弱の方が中々繋げていただけない現状にあるということで、我々も何とか繋いでほしいと。ただ、想像して分かると思いますが、何がネックかと言えば、やはり経済的な問題であるということ。

それから、我々も繋いでいただくと言うか、何が支障になっているかということを中心にアンケートで調査したことがあります。その時にはやはり経済的な理由、1年目には標準的には7万6,000円の補助金を交付していますが、その中の意見を見ますと、せめて標準的にかかる工事費の半分の30万円程度を補助してもらえないか、という意見もありましたが、中々そこまではいかないということもあって、経済的な理由、何とか個人の理由によらずと言いますか、事業効果を上げるため、しかも、それは個人の利益だけに止まるのではではなくて、環境保全という公的な意味合いもかなり強い事業ということからですね、今回このような手法を取ったというのが一つ。

アンケートを取った時にですね、補助金なり補助金の交付期間の3年について、何か希望はありますかという問い掛けに対して、3年という期間をもっと延ばしてほしいというのがかなりの割合でありました。そういうこともあって、今回こういう手法、水洗化率を上げる手法の一つとして取らせていただきたいという内容であります。3年ではなくて4年でも5年でも何時やっても良いんだと思われると、その効果も薄れてきますので、今回、たまたまピンポイントで27年度に限り、やれるから何とかやりませんかというインパクトのあるやり方のほうが、かえって効果が高いだろうというもの、これを行おうとした理由の一つであります。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 分からないでもないとは思いますが、課長の論法では 8 万 8,000 円が 3 年目ですから、2 年目にやった時とか 1 年目にやった時には、もっと高い補助金をいただけるんですよね。その論法でもっともっと水洗化率を上げたいのであれば、補助金の額を初年度からもっともっと上げてやるというのも一つだと思うんですよ。

課長も言われましたけれども、設置期限の 3 年以降ではなく初年度目から、今回の予算だって、今年供用開始になっている区域もあるわけですから、初年度目の人に上乗せしてあげるとか、そのようなことでも十分達成できると思うんですよ。なおかつ、3 年を 5 年まで延ばすとかですね。そういう事業設計をしなければ、これだと法令違反をした人が得をとまでは言いませんが、義務違反をしている人方が何のデメリットも受けずに恩恵を受けられると。これはちょっと平等の考えからすると、いかがなものかなと思うんですよ。

これについては、初年度目の人方にも厚くするとか、少なくとも 5 年までの人にするとか、設置期限 3 年とあるけれども厚岸町では今後、今後ですよ、単年度だけではなくて、今後 5 年間は助成をしていくとかですね、そういうことをやらなければいけないと思うんですよ。ピンポイントでお金があるから、義務違反を犯している人方に助成をしようという、そういう論法には私はならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そういう手法もあろうかとは思いますが、ここまで長く、平成 8 年 10 月の共用開始から補助制度を設定してやっていますから、この間長く、1 年目の方、2 年目の方と設定をされてきておりますので、ここにきてその方々、既にやられた方々とのバランスの関係もありますので、1 年目から 3 年目については上乗せというのはどうかと思っています。

ただ、3 年を超えてやれなかった方、しかも最初から 5 年 6 年と設定すると、もっと長くても良いんでしょうけれども、じゃあ元々それまでにやれば良いんだとなると、下水道法の趣旨に元々反してしまいますので、最初からそういう手法というのは取るべきではないだろうと思います。

ただ、様々な理由でやれなかった方々、単年度に限りこういう制度を使ってやりませんかというのは、これは水洗化なり環境整備の面からすると非常に効果のあることだと。その事業の効果もそうですし、多額の費用、税金をかなり使って運営している事業ということからみれば、現在使っている方々にも当然メリットが及ぶわけですから、この手法が色んな面で良いのではないかと考えた結果で、最初から上乗せをするとか期間を延ばすというのは、やはり法の趣旨から馴染まないと思っています。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 下水道は平成 8 年から供用開始されて利用されている。8 年当時は良いんです

よ。そういった法の趣旨に則ったもので、このような条例、補助金規則を作っているわけですから。ただ、それから既に16年以上も経っての現状なんですよ。いつまでも本来論を囁すのかという話になると思うんですよ。

平成8年当時の開始当時から引き込んでいない人方が居るのは分かっていますが。今までだって何もしないと言ったらあれでしょうけれども、町として助成関係を上乘せしなければならない、もっともっと水洗化率を上げなければならないといった中で、明確なことをしてきていなかったといった中で、今回、あまり法律違反と言いたくありませんが、法律違反をしている方がいっぱい居るものですから、私もあまり言いたくないんですが。

ただ、そこへの助成のあり方としては、これが適正なのかとは思わざるを得ない。既に3年を超えている人方に出すということが、当初の趣旨からは外れているという話ですよ。やはり、それを考えた時にはどうなのかなとは思うんですよ。良い悪いといった中で、何とか水洗化率を上げてもらいたいとは私も思います。

ただ、80歳台世帯とかの家では、もう水洗化工事なんかしないという家も沢山あるわけで、その人方がきちんとしなければ駄目だとは私だって強くは言えない。それは行政側も強くは言えないとは思いますが、これはどうかなと思わざるを得ない。せめて、そこを躲すのであれば1年目からの助成を、それに対しても厚くするとか、そういう手法をしていかなければ、町民合意は中々得られないのではと思いますが、どうでしょうか。

おそらくもう、「はい、じゃあこれは止めます」とはならないと思いますが、そういう声、そういう考えが当然町民の中に起こり得るということは、しっかりと行政側も認識してもらいたいと思いますので、お願いします。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、1年目から上乘せをしたらということについてはですね、水洗化の事業がスタートする時点でそういう手法が取れば、もっと上乘せした、もっと高い補助金を交付できれば、それは効果があったかと思いますが、もう完成期に近い、例えば今、1年目2年目3年目の方々に上乘せしようとする、特定の地域の方だけがメリットを受けてしまうと。逆に町民の方々の理解を得られづらいのではと思います。

確かに、法令違反と言いますが、様々な理由で3年間でできなかった人をどう救うか。どうやって水洗化率を上げて事業の効果を上げるか。強いては、環境保全を図るかという手法の一つで、しかも何時でも良いよということではなく、この機会にどうですかという意味合いが非常に強い、単年度ですから、そういう意味合いの強い内容です。是非それで対応してまいりたいと思っております。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 地域消費喚起ということで、今回、一般質問でプレミアム商品券のミルク・おしめに特化したのを、子育て支援を是非してほしいという要望をして、さらに、どういった物が商店で売れているのか、プレミアム商品券の使い道が大手よりも小型商店が少ないという部分で、是非データを取っていただきたいと、そのデータをお示し願いた

いということでしたが、残念ながらプレミアム商品券の部分については、データは取っていないということでありました。今後ですね、子育て支援・福祉支援をプレミアム商品券に特化したミルク・おしめではないけれども、それに見合うような子育て世帯への福祉支援が今回できるので、何とかミルク・おしめに特化したものではないけれども、そこで今回カバーできるんだということに理解を願いたいということでした。

今回、625万円という高額な金額が子育て支援に回ります。是非ですね、大型店に消費が流れちゃうといった部分で、どんな人が、どんな所で、どんな商品を買われたのかというデータくらいはですね、是非今回取っていただきたい。それによって、小さな商店もですね、大型店でこのような物を用意されているから売れるんだと、それでは我々小さな商店もこのような物を用意すれば売れるんじゃないかという、商品の品揃えの要素にもなってくると思うんです。それが本当のプレミアム商品券の使い勝手が良くなっていく手法になるかと思います。是非ですね、今回の子育て支援として「ほほえみ商品券」を出す時に、ざっくりでも良いので、データを取るためのアンケートも付けて、是非取っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） プレミアム商品券、これにつきましては国からも推奨事業ということで、実施するに当たっては、悉皆ではないけれどもサンプル的なアンケート調査も行っていて、消費喚起がどれくらい図られたのかと。あるいは、どういう傾向があるのかを掴むためにですね、見本の提示も受けながら、そういったことを行ってくれという要請がきてございます。

厚岸町もそれを参考にしながらとは思いますが、それについてはプレミアム商品券発行実行委員会で想定しておりますので、実行委員会にお話しをしますと、全体ということでなければ、そういう投げ掛けは可能ではないと言われておりますので、そういった調査もやりたいとは思っております。

ただ、他の部分のですね、これがタンスに入ってしまうとか、銀行に預金するのではなくて、できるだけ支給されたものが町内で動いていただく、使っていただくということで、可能なものについては商工会で発行する「ほほえみ商品券」で支援をさせていただきたいという考えで、今回、予算の手当をさせていただいております。これは国からそういう要請はきていませんが、町としても同じような考えを持っております。

それで、「ほほえみ商品券」はそれぞれの制度に応じて担当原課が商工会から買い求めて、そして対象者に配布するということなので、配布する時にプレミアム商品券ほどではないと思いますが、簡単なアンケートを付けて取り組みたいということで、今、事務的に進めているところでございます。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 あと一回でやめます。

そのデータが集まったらですね、是非、議会にも提出願いたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） そのような形で進めたいと思います。

●委員長（中川委員） 他にありませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ進めてまいります。7款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費。

（なし）

●委員長（中川委員） 9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費。

（なし）

●委員長（中川委員） 1ページにお戻りください。第2条、「繰越明許費の補正」です。繰越明許費については、3ページの「第2表 繰越明許費補正」となります。

（なし）

●委員長（中川委員） 再び1ページにお戻りください。第3条、「地方債の補正」です。地方債については、4ページの「第3表 地方債補正」と、5ページの「地方債に関する調書補正」となります。

（なし）

●委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（中川委員） 以上で、平成26年度一般会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成26年度一般会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 6 時42分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年 3 月18日

平成26年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長